

## ベトナム向け水産物輸出に係る記載例について

### 1 概要

- ・最終加工施設の認定申請書は、ベトナム側が衛生管理状態を判断するための資料であることを踏まえ、各種資料を作成して下さい。
- ・我が国の漁業形態及び水産物流通は複雑であり、全ての類型化はできません。また、ベトナム当局からは、多くの加工場が極めて類似した工程図であることに疑義を示されていますので、当該記載例を適宜参照しつつ、実態に合わせた記載をお願いします。

### 2 Appendix3（別添様式2）の記載方法

下記に無い内容は従前の例によること。

なお、品目が多岐にわたる場合「別紙資料を参照」等とすることも可。

#### （1）海域区分

- ・FAO 海域「<https://www.fao.org/fishery/en/area/search>」を参照すること。

#### （2）品目名

- ・魚種について学名を追加すること。

#### （3）漁業種類

- ・漁業種類については、原則として下記の漁業種類分類表から選択すること。
- ・分類する際の考え方は「漁船登録における漁業種類の分類について」（昭和37年5月4日付け37水生第2137号水産庁長官通知）を参照すること。
- ・淡水漁業、内水面漁業、かつお・まぐろ漁業及び官公庁船については、使用する漁具及び漁船規模等を勘案して分類すること。
- ・運搬船については、「漁業種類」ではなく「漁船」で処理すること。
- ・漁業種類分類表のいずれの漁業種類にも分類しがたい場合、漁業許可等を行っている都道府県水産部局に具体的な形態を確認した上で、必要に応じ水産庁に相談すること。

#### ○漁業種類分類表

漁業種類（英）	漁業種類（日）	漁業の内容	
Hand collecting	採介藻漁業	浅海における貝類の採取（徒手採捕など）	
Set Net	定置網漁業	定置漁業権及び共同漁業権の小定置	
Pole and line	一本釣り漁業	各種一本釣り漁業（いか釣りを含む）	
Longline	はえなわ漁業	各種はえなわ、たこ・えい等の空つりなわ漁業	
Basket	かご漁業	かにかご、えびかごなど（たこつぼを含む。）	
Gillnet	刺網漁業	固定式刺し網、流し網のいずれも含む。	
Purse Seine	まき網漁業	大中型まき網、中型まき網、小型まき網	
Lift net	敷網漁業	敷網、八田網、四ツ手網、待ち網、棒受網など	
Bottom Trawl	底びき網漁業	大臣	沖合底びき網、以西底びき網、遠洋底びき網
		知事	小型底びき網、桁網、こぎ網、船びき網など
Farming	養殖業	各種養殖業（貝類、魚類その他）	

#### (4) 漁船

- ・大型船(100t以上)はIM0番号、IM0番号を有さない漁船は漁船登録番号を記載すること。
- ・いずれの漁船も総トン数を記載すること。
- ・運搬漁船を経由する場合、漁獲船、運搬漁船ともに記載すること。
- ・提出前に、漁業種類と矛盾が無いか確認すること。

##### 【参考：漁船情報の入手方法】

- ・加工業者が仕入れる水産物は最低限、産地(都道府県)は把握されており、各魚種により産地は絞られることから、産地の漁連又は漁協等に相談すること。
  - ・大臣許可船については、都内に業界団体もあるので、必要に応じ相談すること。
  - ・外国漁船については、各国の漁獲証明書(Catch Certificate)等を活用すること。
- ※漁獲証明書：適法な漁獲であることを証明する証明書。漁船情報が記載されている。

##### 【参考：漁船登録番号一覧表】

漁船登録番号は、都道府県の識別標(アルファベット)、漁船の等級標(1から7)、横線(ハイフン)、漁船の番号を組み合わせたもの(「HK1-200」など)。

なお、等級で概ねの漁船規模が判断できる。

等級	説明
1	総トン数100t以上の海面動力漁船
2	総トン数100t未満5t以上の海面動力漁船
3	総トン数5t未満の海面動力漁船
4	総トン数5t以上の海面無動力漁船
5	総トン数5t未満の海面無動力漁船
6	淡水面の動力漁船
7	淡水面の無動力漁船

### 3 工程図

工程図は、工場内の衛生管理を説明する資料であることを意識して作成すること。

- (1) 原魚が最終製品に至るまでの間で複数の加工場において加工を行う場合、最終加工施設以外の施設を含め、全ての工程を記載すること。  
※船上加工が無い限り、工程図全体は必ず原魚から開始される。船上加工の場合、船上加工済の概要を明記すること。
- (2) (1)の場合、最終加工施設とそれ以外の施設を同一の紙に記載しても良いが、明確にいずれの工程かわかるように表示すること。
- (3) 工程図が複数頁にわたる場合、頁間がわかるよう、頁番号を記載すること。
- (4) 必要な衛生管理の条件等(水質や温度の管理、器具の衛生管理等)について、工程ごとに記載すること。

### 4 平面図

他の提出書類の記載内容と矛盾が生じないように記載すること。